

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和7年9月1日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,663
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	660,393
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,218
	神戸市灘 区	35,969
	神戸市中央区	37,271
	神戸市兵庫区	30,332
	神戸市北 区	58,346
	神戸市長田区	25,462
	神戸市須磨区	43,242
	神戸市垂水区	58,413
	神戸市西 区	64,691
	姫 路 市	138,398
	尼 崎 市	127,918
	明 石 市	84,092
	西 宮 市	132,794
	洲 本 市	11,689
	芦 屋 市	26,280
	伊 丹 市	55,164
	相 生 市	7,586
	豊岡市及び美方郡	29,069
	加古川市	71,929
	たつの市及び揖保郡	29,368
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,742
	西脇市及び多可郡	15,841
	宝 塚 市	63,551
	三 木 市	20,338
	高 砂 市	24,149
	川西市及び川辺郡	51,250
	小 野 市	12,743
	三 田 市	29,729
	加 西 市	11,525
	丹波篠山市	10,854
	養父市及び朝来市	13,756
	丹 波 市	16,663
	南あわじ市	12,324
	淡 路 市	11,655
	宍 粟 市	9,606
	加 東 市	10,529
	加 古 郡	17,826
	神 崎 郡	11,017